

月刊 労運研レポート No. 53

2018年11月10日号

〈巻頭言〉 危機に立つ春闘・・・・・・・・・・・・・・・・	早川 行雄	2P
あなたの生活が苦しいのは最低賃金が関係しているようですよ	山崎 武央	3P
第30回コミュニティ・ユニオン全国交流集会の報告・・・・・・・・	岡本 哲文	7P
10/8 韓国非正規センターの闘いを聞いて・・・・・・・・	伊藤 彰信	9P
10/5 〈フォーラム〉「自己決定」を巡ってカタロニア・沖縄・・・・	山下 恒生	11P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail roukenj2014@yahoo.co.jp

危機に立つ春闘

早川行雄（元 JAM 副書記長）

連合が 2019 年春季生活闘争「基本構想」に、賃上げの要求方法を平均要求の上げ幅から個別賃金の水準額に転換する必要性を盛り込んだことが波紋を呼んでいる。10 月 3 日の朝日新聞の報道に対して、連合は「事実を歪曲し誤解を招く記事であることに対し、強く抗議する」との見解を公表したが、10 月 11 日には日本経済新聞がほぼ同じ内容の記事を掲載した。

「基本構想」は「現存する課題と変化への対応力に磨きをかけていくため、賃金決定メカニズムとしての「春闘」の形を再構築していく」として、その中核に水準要求方針への転換を位置づけている。再構築でめざすのは「中小組合や非正規労働者の賃金の「底上げ・底支え」「格差是正」の取り組みの実効性を高める」こととしている。このこと自体は道理に適った提起であり、元来個別賃金方式による水準を重視した要求作りは、中小企業における賃金の低下や大企業との格差拡大に歯止めをかけるために、中小産別では賃金制度の確立を軸に単組を指導してきた経過もある。

しかしこうした連合の春闘再構築方針を額面通りには受け取り難い事情もある。「基本構想」論議の直接の発端は、昨春闘におけるトヨタ労使のベア額非開示問題があったと思われる。昨年の集中回答日段階でトヨタ首脳は「春季交渉は個社の経営課題を話し合う場で、トヨタがベアでリードする時代じゃない」と語ったとされる。これは統一要求・統一交渉の春闘方式への牽制であり、トヨタに限らず多くの大手経営者に共有され、毎年の「経労委報告」でも繰り返し「横並び要求の矛盾」が主張されている。トヨタは今春闘以降もベア非公表を継続する構えで、自社中心主義というより、いわばカウンター春闘の旗振りに徹するつもりのようなのだ。

ここ数年の春闘方針で連合は「大手追従・大手準拠などの構造を転換する運動」を掲げてきたが、実は連合春闘自体がトヨタの回答に追従・準拠してきた構造が、期せずして露見した形である。「大手追従・大手準拠などの構造を転換する運動」という闘争方針は、労働 4 団体時代に金属機械や軸受労協などの産別ないしは業種共闘において、「JC 低額相場突破」「自分たちの賃金は自分たちで決める」を合言葉に、金属労協の集中回答指定日前に回答を引き出す運動として展開されていたもので、大手相場の束縛を乗り越えるために中小産別が提唱していた戦術である。つまり大手のパターンセッターがまともな相場形成能力を発揮していれば、本来必要のない戦術である。それを大手企業連が中枢をなす連合本体が言い出すということは、大手労組が春闘相場形成の戦線から離脱するための露払い的な、裏の意味があるとみなければいけない。

2019 春闘では一部大手企業から、トヨタに追随する動きが出ることも予測される。戦略の練り直しを迫られた連合は対応に苦慮しているようでもあるが、上記の事情を勘案すると、戦線離脱を本意とする大手企業連にとっては、トヨタ労使のベア非公表は渡りに船という一

面もあろう。個別賃金方針は、上記のように賃金体系が整備されていない中小企業における賃金制度確立が前進の鍵となるのだが、すでに賃金体系が整っている大手労組の場合、実質的には個別賃金の取り組みが行われているので、いまさら連合方針の転換に伴って新たに開始することなど（賃金実態の開示を除けば）何もないのである。連合は「上げ幅ばかり注目されるのはいかなものか。いかに賃金の水準を目立たせていくかだ」とし、そのために「基本構想」には具体的なベアの数字を記載しないこととしたと説明する。しかし本音のところは、ベアの非開示を含めた大手労組の戦線離脱から注目を逸らし、批判をかわしてゆきたいのだろうとみなしても、あながち穿ち過ぎとは言えないのではないか。

連合は、これまでの春闘が十分な成果を上げ得なかったことへの反省もないまま、やっけるふりだけの個別賃金要求に逃げ込むつもりだろうか。絶対水準重視の個別賃金要求への転換自体は「あるべき方向」と言えるが、転換の動機が不純ではないか。大手労組の賃金実態も開示できない状況で、どんな闘争ができるというのか。これが連合発足以来の春闘を産別本部において経験してきた老兵の偽らざる危惧である。

冒頭で紹介した日経の記事は「ただベアから実額要求に切り替えても、中小企業全体で統一的な要求を掲げる構図は変わらなさそう。企業の競争環境や収益構造は多様化しており、労働者の賃金水準に影響を与える要因も一様ではない。こうした中で横並びで要求を掲げる矛盾は残りそう」との文章で締め括られている。この裏を返せば、大手がベア要求（回答）を転換し、横並びの闘争から離脱することについては「矛盾」の解消（即ち統一闘争としての春闘の解体）に向けた一歩前進だと、「大手に配慮」した基本構想を評価し、エールを送っているのである。春闘の行く末を心配して概ね正確な朝日の記事に「事実と反する内容がある」と抗議した連合が、この徹頭徹尾日本経団連の観点到立った日経の記事に抗議しないということは、送られたエールを容認していると思われても仕方ない。まさに春闘の歴史的危機なのである。

あなたの生活が苦しいのは、 最低賃金に関係しているようですよ？

山崎武央（にいがた青年ユニオン）

「働き方改革」には、こんな問題点があった、あんな問題点があったと言える方は多いでしょう。でも、最低賃金について、そこまで語れる人は少ないはずです。

なぜでしょうか。それは、働き方改革関連法は、国会で審議されたのに対して、最低賃金は、最低賃金審議会で審議されたためです。

<あなたの賃金が低いのは、最低賃金が低いから>

最低賃金について、パートで時給制なら、漠然とであったとしても、自分の収入と関係が

あることを理解しているでしょう。でも、月給制で働いて、一時金ももらっているというのなら、あまり関係ないと思っているはずです。

では、あなたの生活は楽でしょうか。

学歴や資格がないと、賃金水準は低いのですが、大手勤務で高学歴だからと言っても、奨学金返済があったり、子どもの将来の学費を考えると、頭が痛いではありませんか。

私たち労働者は、どんな働き方であっても、楽々生活している人はいません。

理由の一つは、最低賃金です。

現在の最低賃金額は、1日8時間、週40時間働いたとき、健康で文化的な生活のできる水準ではありません。長らく学生バイトや主婦パートのような、家計補助的な労働者だから低くてよいとされてきた余波が現在も残っているためです。政府は、生活保護と最低賃金は逆転していないと主張しますが、デタラメです。たとえば、最低賃金で働いている人は、病院にまったくかからないと想定しています。私たちは人間なのに、風邪も引かなければ、怪我もしない、インフルエンザにもかからないという主張は無謀です。

労働者を取り巻く状況は変わり、非正規労働者が増加し、低すぎる最低賃金額に近い労働者が多くなりました。労働者全体の賃金水準が低いのは当然です。

どんなに強い労働組合が個別の使用者と交渉しても、非正規労働者がほとんど組織化されておらず、世間相場が低い状況では、一定水準以上に賃金は上がりません。

つまり、あなたの収入が少なく、生活が苦しい原因の一つは、最低賃金の低さにあります。

<私たちは置いてけぼりを食い、結論だけを得る>

私たちの生活水準を決める最低賃金は、学者や弁護士などの公益委員、労働組合、経営者団体の同数の数名ずつで構成される審議会方式で決められます。「働き方改革」のときとは異なり、新聞やテレビが金額審議の途中経過を報道することが許されていません。つまり、日本国中のほとんどすべての使用者と労働者は、置いてけぼりを食って、結論だけが押しつけられます。

ちなみに、後日となりますが、中央最低賃金審議会の議事録はホームページに公開されず。しかし、各都道府県分はほぼ公開されていませんので、2017年度の47都道府県の地方最低賃金審議会の議事録を情報公開で取り寄せました。

それを読んでみると、議論の経過は、ほぼ似通っています。ただし、議論を公表するかしないか、都道府県民の意見を聞くか聞かないか、視察に出るか出ないかなどは、かなり異なっています。

関係労使の取組にも差があります。審議の前に公示される意見書提出に対して、積極的な労使団体もあれば、審議後の異議申立を積極的に行う団体のある地域もあります。

首長や議会、弁護士会などから意見書が出されている地域もあります。彼らは、中間的な立場ではありますが、格差是正や地域間格差の論点を中心に、一定の関心があります。

<最低賃金を話題にも議論にもしたい！>

最低賃金額は、8月上旬から10月にかけて話題になります。テレビや新聞が新たな金額を報道するからです。しかし、議論にはなりません。いったいどこの誰が議論して、いつど

うやって決めたのか、ほとんどわからない状態になっているためです。

そこで、私は、最低賃金の議論を、限られた人だけでなく、国民的にすることを訴えます。

「最低賃金が上がると中小企業が大変だ」と言って、使用者側が抵抗します。しかし、低収入の消費者ばかりだから、中小企業が大変になっているはず。「県内で最低賃金の格差を付ける」という使用者もいます。しかし、ますます人口流出が起こり、街が寂れるばかりです。

私は、使用者の苦悩がわからないのではありません。確かに、安倍政権は、地方の中小企業を積極的につぶそうとしています。このまま放置すれば、人口が都会へ移動し、消費者のいなくなった地方で営業する会社は、後継者がいなくなり、廃業するしかありません。安倍政権にとっては、都会にだけ投資すればよいので、その方が都合がよいのです。ですが、そんなことは許されることではありません。先祖伝来の土地を…などと言うつもりはありませんが、私は地方の中小企業が生き残れるようにしたいと思っています。地方の経済活動の中心ですから当然です。

また、労働者の苦しさは、身をもって知っています。今年は災害の多い年でした。会社が休みになると、とたんに生活に困る人もたくさんいました。病気になった、子どもが熱を出した、親が倒れたと、何かあったときに、どうにもならないことを知っているの、少しでも貯蓄しておかないと、と思いながら毎日行動しています。おそらく、有給休暇も何かの時に備えて「貯金」しているでしょう。外食は弁当に変え、缶コーヒーは水筒に変えています。

災害対応してくれた公務員のみなさん、本当にお疲れ様でした。人員削減されているから、災害時に大変なことになるのです。万が一の時のために住民を守るのだから、賃上げも人員増も必要不可欠ではないでしょうか。

このままでは、労使双方とも不幸です。私は情報公開で議事録を取り寄せましたが、そもそも国民すべてに関わるような議論を公開せず、国民的議論にしない制度が間違っているのだと思います。みんなの不幸を取り除くために、オープンにさせたいのです。

<いつやるの？>

民主党政権で、最低賃金を「全国加重平均時給1000円」が打ち出された後、安倍政権でやや後退したものの「毎年3%アップ」という政策目標が打ち出されています。

2006年には、最低賃金の地域間格差は109円でした。しかし、いまは224円。10年で2倍に開きました。年収で40万円以上の差です。そして、最低賃金の低い地域から人口が流出し、高いところほど流入する傾向があることも知られています。

1000円の目標は、あの時点においては評価すべきですが、現段階においては、働く貧困層を生み出す水準ですから、1500円ほどまで目標を大幅アップさせるべきでしょう。いまは、多くの労使とも不幸な状態が続いています。私は、長くこの状態を続けたいとは思いません。遅れば遅れるほど、手遅れになります。

できることなら、あります。

最低賃金額は、目標とする政策的金額を「時給1500円」に書き換えます。1500円が高すぎと思う方は、「いますぐ1000円」でも結構です。

それと同時に、中小零細企業に対して「公共投資」を行います。いまの使いにくい助成金

ではなく、もっと大胆な方法があるはずです。

これに反対するのは、おそらく大企業の経営者とそこから献金をもらう政治家だけです。

地方の疲弊、労働者の生活苦、中小零細業者の経営難といった1億人の苦勞すべてを取り除けるチャンスは、手遅れになる前の、いましかありません。

＜あなたにできること、きっとあるはず！＞

国民的議論といっても、あなたに求めることは、小さな勇気と行動です。

特に、最低賃金のランク制でDランクとされる地域の方は、何ができるかいろんな垣根を越えて一緒に考えましょう。わざわざ若者が都会に出て行くように仕組んでおく政策を許していいわけがありません。

もし、首長や議員などの政治家の方であれば、ぜひ意見書を最低賃金審議会に提出してください。住民に働く貧困層がいることを想像してください。商売がうまくいかないと嘆いている経営者がいることを考えてください。このままでは、あなたが住んでいる地域が成り立たなくなります。どちらか一方ではなく、両者とも救う手立てがあるはずですよ。

弁護士の方であれば、ぜひ弁護士会から会長声明のような形で審議会に提出して、マスコミに発表してください。貧困は、基本的人権の問題です。

労働組合員のみなさんであれば、各組合で最低賃金に関する取組をしてみてください。まずは学習会がよいでしょう。特に、パートタイマーや非正規労働者の本音を聞くために、彼らに質問してみてください。賃金額をどう思うか、昇給についてどう思うかなどです。次に、初任給と最低賃金額を比較してみてください。働く人としての金額と、学歴や資格としての金額がどれぐらいずつで計算されているかわかるでしょう。できれば、労働組合として審議会に意見書などを提出してみてください。

労働組合がバラバラに行動している場合ではありません。最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会のように連合、全労連、全労協、中立労組がみんなで運動していることもあります。

もちろん、あなたの家族は、労働組合員ではないかもしれませんが。給料明細を見せてもらってみてください。世間相場を知ることができるし、最低賃金がより身近になるでしょう。

経営者の方であれば、どうやったら最低賃金を引き上げても零細企業の経営が成り立つ政策となるのか考えてください。今のままでは、地方から人が去り、都会だけに集中します。経営は、あなたの代で終わるかもしれません。50年後、100年後の郷土を考えたとき、どうすべきか、ぜひ想像してください。

＜私たちを支える制度だから、みんなで決めたい！＞

最低賃金を上げさえすれば、世の中すべての問題が解決するわけではないでしょう。確かにそのとおりです。国家としての仕組みを福祉的な仕組みに切り替えていくことも必要です。

病気になったとき、家族に何かあったとき、子どもに学費がかかるとき、そうした時が来たとしても、誰もが安心していられる公的扶助制度を作っておかなければなりません。こんな世の中です。一寸先は闇。何が起きるかわかりません。誰もが何かに困るのです。

そうした制度を拡充していく一方、その時々において、労働者なら、健康で文化的な生活

を送るためにどれぐらいの収入が最低限必要なのか、国民的議論によって定めるべきです。

つまり、最低賃金は、昨年度に比べてどうかではなく、現時点の政策的枠組みの中で、そもそもいくらが妥当なのか、絶対的な水準を決めることが必要です。そのためにも、現行のように非公開の審議方式ではなく、最低賃金額を決める議論の経過が誰もが理解でき、納得できる方式が必要です。

ぜひ、一緒に行動しましょう。にいがた青年ユニオンでは、遠く離れた人とでも SNS でいろいろな人と一緒に活動しています。ぜひフォローしてください。

Twitter Facebook Instagram : SEINENUNION

第 30 回コミュニティ・ユニオン全国交流集会の報告

岡本哲文（コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク事務局長）

① 10月6、7日の二日間、第30回コミュニティ・ユニオン全国交流集会〈東北いわて集会〉が、盛岡市つなぎ温泉において開催された。台風の影響で当日福岡空港からの便が欠航となる、仙台駅での人身事故のため新幹線が遅延する、といったアクシデントに見舞われたが、北海道から鹿児島までの80を超える団体から290名が集い、2本のメイン講演、全体集会での特別闘争報告、夜の交流レセプション、全体集会とレセプションの間の時間に行った闘争報告会、そして11の分科会を通じて、密度の濃い多彩な交流の場となった。

② 今集会は、1989年10月、青森県弘前市で第1回集会が開催されてから30回。交流集会がスタートした東北の地でこの節目の集会を開催できたという願いを盛岡、東北のなかまが受け止めていただいた。パートユニオン盛岡、平和環境岩手県センター、連合岩手をはじめユニオン東北ネットのなかまの尽力により、東北岩手の地で開催することができたことはなによりも喜ばしいことだった。

③ 全体集会では、岩手県教組より東日本大震災被災地報告として「教育環境復興の現状」を、また労働政策研究・研修機構の呉学殊さんより「ユニオンに期待すること」をテーマに講演をいただいた。呉学殊さんには、ユニオンの紛争解決力の高さ、一人ひとりの労働者の拠り所としてのユニオンの意義や、これからの10年、20年を考えた戦略の必要性まで触れていただいた。

また、岩手県知事、盛岡市長、連合本部、自治労本部、日本労働弁護団、参議院議員福島みずほさんからも歓迎、連帯の挨拶をいただいた。県知事の歓迎挨拶は初めてのことである。

限られた時間でのプログラム設定のため、闘争報告の場や分科会の時間がもう少しあれば、さらには各分科会の報告がまとめた全体集会でできれば、ということは長年の運営上の“テーマ”であるが、毎回、地元実行委員会の工夫を重ね、闘争報告の場づくりは全体集会での

報告に加える形で定着してきている。

④ 集会内で開催した全国総会では、労働法制改悪阻止！全国キャラバンの成果を確認するとともに、2020年に予想される裁量労働制の対象拡大、解雇の自由化制度の導入を許さない闘いをもっともっと広範に労働組合、そして社会運動団体・個人も含めた連帯の輪を広げながら創っていくことを確認した。

各ユニオンが各職場、地域で、高プロ導入を許さない、労働時間の適正把握と36協定のチェック、過労死認定基準の36協定を締結させない、勤務間インターバル要求に取り組むとともに、2019年3月6日に、36協定をテーマとする全国一斉ホットラインを実施することも確認した。

今後の闘いについては、日本労働弁護団棗一郎幹事長が飛び入り参加していただき、安倍政権による憲法改悪・労働法制改悪を阻止する共同行動の提案も受けた。

第二に、最低賃金時給1500円をめざすことを確認した。昨年までは、「いますぐどこでも1000円」を基本スローガンに、掲げられる団体はそれに加えて「いつでもどこでも1200円」「1500円をめざそう」を掲げるというよびかけだった。運動の成果として、「生活できる賃金」として「1500円」という認識が広がり、定着してきたことを受けてのもの。この10月も最賃全国アクションをよびかけたが、19春闘期にもユニオン非正規春闘として最賃今すぐ1000円、そして時給1500円をめざしての運動に取り組む。

第三に、毎年開催しているユニオンセミナーを、「トラブルメーカーになろう」をテーマにワークショップ形式で来年も行い、次代を担うメンバーづくりをネットとして継続して進める。「オルグ塾」として各地の専従のもつノウハウの共有化の場を作っていたものを再開して7年。次代の活動家育成のサポートを全国ネットレベルでも取り組んでいる。

第四に、今期から、「サポーター」の協力も広くよびかけることとした。コミュニティ・ユニオンネットワークの運動の広がりや財政強化につなげる。12月に開催する全国運営委員会ではよびかけ方法などを確定してスタートさせる。

⑤ 次回第31回集会は、来年2019年10月5、6日、兵庫県姫路市で開催する。集会30周年と同時に、第2回大分集会で発足した全国ネットも30年目を迎える。

組織的には、リーダー養成、世代交代が各ユニオンで進んできているとはいえ、まだまだ多くのユニオンの喫緊の課題となっている。専従体制の強化と組織拡大は、長年且つ将来続く課題であるとともに、ネットワークレベルでもそれは同じである。

運動的には、総評解散・連合結成の中、地域労働運動と、非正規雇用労働者の組織と運動を守り、強めたいとの思いで結集した全国ネットの成果と課題の整理も重要だ。

ユニオン運動、労働運動が、社会的発信力、社会的影響力を持ち、社会変革力を持つために、組織と運動の拡大にむけた戦略を全国ネットワークとしても構築していくことが問われている。

厳しい情勢に抗して、みんなはひとりのために、ひとはみんなのために。あらゆる働き方に権利を！生活できる賃金と均等待遇を！コミュニティ・ユニオンの30年を振り返る契機となり、新たな一歩へとつながる盛岡集会だった。

～韓国非正規労働センターの闘いを聞いて～

非正規労働者問題の解決策は、最低賃金の引き上げ

伊藤彰信（労運研事務局長）



イ・ナムシンさん

韓国非正規労働センターのイ・ナムシンさんの話を聞く機会があった。イさんは、日本の社会政策学会と韓国の産業労働学会の若手研究者フォーラムに出席するため、日本を訪れた。日本の労働運動活動家とも交流したいと希望し、10月8日、社会運動ユニオニズム研究会が急遽準備した「韓国非正規労働センターとの交流会」に出席した。

イ・ナムシンさんは、韓国非正規労働センターの所長であり、最低賃金委員会（日本の中央最低賃金審議会にあたる）の委員でもある。イさんの講演は「非正規労働の実態とその解決方法」と題するもので、多くの時間を最低賃金闘争にあてたものである。

以下、その講演を要約して紹介する（非正規労働センターの説明については省略）。

文在寅政権の課題

1997年のIMFによる新自由主義政策によって、韓国社会は社会格差と不平等の拡大を招いた。アジア通貨危機のなかで、整理解雇が増大し、労働者派遣制度が導入された。非正規労働者が増大し、社会保障の「死角地帯」が拡大した。財閥が力をつけて莫大な利益を上げ、労働者は冷遇された。労働組合の組織率は低い。共同体指数はOECDで最下位となった。自殺率、出生率、高齢者貧困率、労災死亡率はいずれもワーストワンである。2014年4月のセウォル号の沈没は、危険・不安定な韓国社会を端的に現す事件だった。社会が二極化し、一体感を失った韓国社会で、1700万人が参加したキャンドルデモは、格差を克服し、共に生きようという運動だった。かつてないキャンドルデモの闘いによって2017年5月、文在寅大統領が誕生した。

これからが、非正規労働問題解決の真剣勝負の闘いである。

最初の関門は最低賃金の引き上げである。最低賃金は毎年7月に翌年1月からの最低賃金（韓国は全国一律最賃）が決まる。文大統領は2020年の最低賃金を時給1万ウォン（約1000円）すると公約を掲げた。昨年は16.4%引き上げられて7530ウォンに、今年は10.9%引き上げられて8350ウォンになったが、来年19.8%引き上げなければ1万ウォンを達成できない。文大統領は2020年までに1万ウォンを実現することは困難になったと謝罪した。我々は、単に公約を守れというだけでなく、90%以上の未組織労働者の声を代表する運動をつく

らなければならない。

第二の関門は、公共部門の非正規労働者の正規化である。教育部門の正規職化に失敗し、多くの公共機関・公企業でも遅々として進んでいない。社会世論や正社員労組がネックになっている。

非正規労働者の実態

では、どうしたらよいのか。その前に、非正規労働の実態を見ておこう。

「10年働いても賃金は最低賃金のまま」「アルバイトは最低賃金の死角地帯」「学校非正規職は事業費ではなく人件費で」「業者の入札は雇用不安をつくる。清掃労働者の雇用安定を保障しろ」「社内下請には違法派遣が横行」「特殊雇用労働者の労働者性を認めろ」などの叫びが、非正規労働者から沸き起こっている。公務部門よりも民間部門の非正規問題が深刻であり、その解決が重要課題である。公務部門は首長の政策によって解決できる要素が大きい。

現在の韓国の労働者数は約2000万人、非正規労働者は840万人（42%）である。10年前は52%であったので、非正規労働者が減少したという人がいるが、労働者数が増えたために非正規率が下がったのであり、非正規労働者数はほとんど変化していない。女性労働者の非正規率は52%、男性労働者は34%である。下請労働者や特殊雇用労働者（個人事業者のような）をどう見るか、統計に反映されない非正規労働者の問題もあり、非正規労働センターとしては1100人（55%）が非正規労働者だとみている。

非正規労働者の賃金は正規労働者の51%であり、賃金格差が大きい。身分差別を容認する正規職の労働組合の責任も大きいと思う。社会保険や福利厚生のことを考えれば、1/3ないし1/4だともいえる。これは身分差別である。また、低賃金労働者の多数は女性であり、非正規労働の問題は女性労働者の人権問題でもある。

企業規模別に非正規労働者の比率をみると、300人以上の企業では13%であるのに、100人未満の企業で90%以上であり、圧倒的に小零細企業で非正規率が高い。労組組織率は正規労働者19.8%、非正規労働者2.1%であり、30人未満の企業では非正規労働者は0.2%しか労組に組織されていない。

韓国社会で非正規労働問題の解決がどれほど難しいかは、性別、企業規模別の二極化の実態を見ればわかる。

非正規労働の解決策

問題解決の方向としては、第一に非正規雇用労働者を減らす、第二に正規と非正規の労働条件の格差を解消する、第三に非正規労働者も法律の保護を受けられるよう、労働組合に組織化できる条件をつくることである。

問題解決の中心的課題としては、①常時持続業務は正規を使用すべきであり、使用事由の制限により非正規労働者を大幅に減らす、②同一価値労働同一賃金の原則確立、③最低賃金1万ウォンを早期に実現、④元請に間接雇用労働者の使用者性を認めさせる、⑤特殊雇用労働者の労働者性を認めさせる、⑥労災の全面適用、社会保険（特に雇用保険）保障の拡大、⑦4人以下の零細事業所にも勤労基準法を適用する、がある。法制度改善が組織化の結び着くようにしていく必要がある。①②④⑤は難しい。ノムヒョン政権では失敗した。中心課題

の中心は最低賃金の引き上げである。1100万人の非正規労働者、500万人の低賃金労働者の生活と福祉を保障するためには最低賃金の引き上げしかない。

最賃委員会に非正規労働者の代表が委員になっている。イさんは韓国労総の推薦で、民主労総の推薦で青年ユニオンが委員になっている。生活できる賃金を獲得することが最賃引き上げの目的である。韓国の最賃運動は、半分は成功したと思う。

最賃の引き上げに対して小零細事業者の反発も大きいですが、これからの最賃運動は小零細事業者の協力を得ることである。その対策としては、例えば、テナント料など家賃を下げる、キャッシュカードの手数料を引き下げる、フランチャイズのロイヤリティーを引き下げる、自営業者の団結を促し、保護政策を確立するなどである。財閥を儲けさせるのではなく、小零細事業者も利益を上げることができるようにすることである。低賃金労働者と小零細事業者は対立するのではなく、共に生きていくことが経済の好循環にとって必要である。

最低賃金の引き上げは、いまや500万人の労働者の賃金と生活の質を決める重大な社会的課題である。賃金交渉の主体である労組組織率が低い条件のもとで、不平等な格差社会を改善する最も強力な現実的な「誘い水」である。最低賃金は、国民年金、そして非正規労働者、女性、若者の賃金に影響する。最低賃金委員会は、社会的賃金交渉機構としてとらえる必要がある。

今年、来年と15.3%の引き上げがあがれば2020年に1万ウォンを達成できるのに、今年には10.9%の引き上げに留まった。来年19%の引き上げはかなり困難な状況である。最低賃金1万ウォン運動の成果と限界性について総括すべき時期に来ている。産業の範囲、週休手当の問題などについて、労働界が代案を示し、中心課題に据える時期である。そして、非正規労働者との連帯を築くことがキーポイントである。

<フォーラム>

「自己決定」を巡って - カタロニア・沖縄

山下恒生（大阪教育合同労組顧問）

10月5日、日比谷図書文化館において、<フォーラム>「自己決定」を巡って-カタロニア・沖縄、が開催された。この聞きなれないテーマのフォーラムは、21世紀の「くに」のかたちを考えるものとして呼びかけられた。

スペインからの独立をめざすカタルーニャ、自治権拡大か独立かが問われ始めた沖縄がどのようにして「自己決定」し、「自己決定」をどのように実現するかについての提起と討議を行うものであった。フォーラムに先立って少人数の討議も行われた。

カタルーニャは民族問題でない

カタルーニャからやってきたANC（カタルーニャ会議）の書記であるアルシナさんは次のように現状を語った。

カタルーニャとスペインの歴史的争いは民族紛争ではない。独特の言語・文化はあるが、民族は存在せず、カタルーニャに住んでいるのがカタルーニャ人である。スペイン国家のもとでは自治権が拡大しても民主主義は実現しないことから独立が指向され始めた。2010年頃から市町村単位で独立を問う住民投票が始まり、昨年10月1日にカタルーニャ住民投票となった。投票結果で独立宣言は行われたものの、スペイン政府の弾圧でリーダーたちは逮捕・海外亡命を余儀なくされ、独立は実現していない。カタルーニャ共和政を実現するために、市民運動を活性化していく。カタルーニャ共和政は、アフリカ難民歓迎の50万人デモを行ったように、スペインおよびヨーロッパの貧しい地域のために貢献する。

民意が反映されない沖縄

「琉球独立の歴史的背景、法的正当性、経済的可能性」と題して、松島泰勝さん（龍谷大教授）から提起が行われた。沖縄県民の民意が反映されない日本との関係について解き明かすとともに、玉城知事の当選で示された辺野古新基地建設反対という民意が反映されない懸念も示された。

琉球人は先住民族であり、人民（民族）の自己決定権を行使しうる権原を有している、というのが琉球独立の立脚点であるとされた。この点は、カタルーニャとの違いであった。

自己決定の方法、自己決定の実行

沖縄では辺野古を巡る県民投票が準備されている。

カタルーニャではすでに自己決定が行われ、その実行が求められる段階である。さる10月30日「共和政協議会」が設置され、独立派政党・市民団体が再結合した。トーラ首相は

「自分たちのものでない国家と王室のもとでの自治政府ではない」「差別、従属、服従から脱して、共和政を願う人びとに答えるために協議会は設立された」と宣言した。

海外亡命しているプッチダモンたちはヨーロッパ各地で支持を訴え、未起訴拘留者9名はスペイン暴政を暴き、独立運動は憲法草案・政府機関・制度確立の討議に入っている。

21世紀革命—国家から独立する地域としてのカタルーニャから目が離せない。



筆者は現地のネットニュース及び ANC の報告を追いかけ、ブログに掲載している。関心のある方は、<https://neoyamashita.kagoyacloud.com/blog/>にアクセスしていただきたい。